大東文化大学 クラブ活動 (運動部・文化部) ガイドライン

はじめに

大東文化大学における学生自治会体育連合会・文化団体連合会所属の部・同好会の活動※ (以下クラブ活動)は、「大学教育の一環としても行われる活動である」という認識をもつことが肝要である。勿論「学生の自主、自発的な参加」「学生の自治活動」という、大学におけるクラブ活動の根本的な原則は尊重されなければならないが、クラブ活動が、スポーツや様々な文化及び科学における見識を高め、その活動自体の楽しさを享受するものでなければ活動の意味を持たないことも忘れてはならない。そして、それらの活動が「修学意欲の向上や社会で必要なコンピテンシーを高めるとともに、責任感、連帯感の涵養等の資質・能力の育成に資するもの」であることが望ましい。

(※なお、体育連合会所属部で大東文化学園理事会が指定した「特別強化運動部」については、別途理事会などの規程に準ずる対応も必要である。)

ところで、多文化共生の理念は、本学の教育理念の一翼を担っている。従って、クラブ活動をとおした異年齢との交流、多様な価値観と触れ合うことなどをとおして「ダイバーシティ&インクルージョン」を実現していくこともクラブ活動の意義の一端である。そのようにクラブ活動が学生の多様な学びの場として機能すれば、学生と教職員(指導者を含む)、卒業生、保護者や地域の方々との好ましい人間関係の構築を図ることができるばかりでなく、クラブ活動をとおして学生自身の自己肯定感を高めたりするなど、クラブ活動の更なる教育的意義の向上が期待できることになる。

以上のようにクラブ活動の目的・意義は明白であるものの、残念なことに、昨今大学クラブ活動を隠れ蓑とする社会的に看過することができないコンプライアンス違反事案も散見している。クラブ活動の意義や意味を学生自らが「安心・安全」に実現していくために、大学としても学生と共に「クラブ活動の在り方」について再考を余儀なくされていることも事実である。そこで、本学では、「クラブ活動が、学生自らの豊かな生涯生活を送る糧」となるように、その実現を図るための一助としてコンプライアンスの観点から、大東文化大学では本ガイドラインを示すこととした。

【ガイドライン策定の目的】

大東文化大学は、本学の教育、研究及び社会貢献の一環として行われる学生のスポーツ・ 文化活動、またはこれに類するものとして大学内で承認されたクラブ活動を総合的に振興 し、学生の誰もが学業を充実させながら安全にクラブ活動を実践するために、コンプライア ンスの遵守を基本とした「大東文化大学クラブ活動ガイドライン」をここに策定する。

【本ガイドラインの適用対象】

本ガイドラインの適用対象は以下のとおりとする。

- 1) 本学クラブ活動(運動部・文化部)所属の学生
- 2) 本学クラブ活動に係る(運動部・文化部) 指導者
- 3) 本学クラブ活動に所属する学生(運動部・文化部)の保護者
- 4) 本学クラブ活動に係る学内外の支援者・協力者

【ガイドラインの構成】

- I. クラブ活動の価値やクラブ活動を行う意義の普及及び啓発のための基本姿勢
- II. 本学クラブ活動に取り組む学生の学業の充実を図るための指針
- III. クラブ活動に取り組む学生が安全に、かつ、安心してクラブ活動に取り組める環境の整備指針、並びに指導者及びマネジメントに携わる者を養成するための指針
- IV. クラブ活動に積極的に取り組む学生のキャリア形成を支援するための指針
- V. クラブ活動運営に関するその他の取り決めについて(補足)

【ガイドラインの具体的な内容】

I. クラブ活動の価値やクラブ活動を行う意義の普及及び啓発のための基本姿勢

本学のクラブ活動は学生の自主的、自治的、自律的活動を尊重した上で、その本来の目的を十分に果たし、学生にとってスポーツ・文化活動を実践していく上で望ましい環境となるよう、以下に示す内容を徹底しなければならない。

1) 指導・運営に係る体制の構築

本学は専任教職員クラブ活動指導者(部長、代表、監督など)だけでなく、クラブ活動外部指導者(監督・コーチ・トレーナーなど)の確保など、適切な指導体制を構築することを基本とし、学生や指導者の数、状況を踏まえ、指導内容の充実、学生の安全の確保、専任教職員クラブ指導者の長時間勤務の解消等の観点から円滑に大学クラブ活動を実施できるクラブ活動団体を大学承認クラブ活動とする。

注)スポーツ系公認団体は、学生自治会の諸規則及びスポーツ振興センター諸規則のもとに管理・運営されている。また、 文化系公認団体は、同様に学生自治会と学生支援センター諸規則のもとで管理・運営されている。

2)活動計画及び活動実績の確認

本学では、スポーツ振興センター、並びに学生支援センターを中心に、大学クラブ活動の活動内容を適切に把握し、学生が安全にスポーツ・文化活動を行い、指導者の負担が過度と

ならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う こととする。

3) クラブ活動指導者を対象とするクラブ活動運営に関する研修会の義務化

スポーツ・文化活動の指導者に対して、特に指導者の配置が義務付けられている運動部を中心にコンプライアンスに係る知識及び指導に関する質の向上を図るための定期的な各種研修をスポーツ振興センター等を中心に実施することなどを義務化するとともに、大学執行部においても、クラブ活動の適切な運営や実効性の確保を図るために定期的な研修等の取組みを推進する。

4) クラブ活動の運営推進に資する相談窓口の拡充と会計等の透明性の確保

スポーツ・文化活動の指導者、並びにクラブ活動所属学生が、クラブ活動の透明化・合理化・円滑化・安全と安心を持続的に確保するために、クラブ活動の法令遵守に関すること、クラブ活動の財政的マネジメントに関すること、学生の学業・修学支援に関する相談窓口の充実・拡充を推進する。更なるクラブ活動の振興を図っていくためには、クラブ部活動に携わる学生・保護者に対してはもとより、社会に対しても、収入とその使途についてしっかりと説明できるよう、会計の透明性の向上を図っていくことが重要である。

注) 令和5年度から、特別スポーツ強化運動部に関する外部監査(外部監査法人と契約) が義務付けられている。

Ⅱ、本学クラブ活動に取り組む学生の学業の充実を図るための指針

1) 学生の本分は学業である。

本学としては、学生のスポーツ活動、あるいは文化的活動を奨励するものであるが、その活動が修学に支障を来たすことは好ましくない。従って、学生の修学状況が、各学部・学科の単位に関する諸規則に抵触する状況が起こり得る場合は、その活動を休止または停止し、良好な方向に修学改善を図ることが望ましい。

本学において各クラブ活動に関わっている指導者(部長、代表、監督など)は、学生の 修学状況に関心を持ち、常にその状況を把握することを心掛けて戴きたい。

また、現在、スポーツ活動においては、参考資料のように部活動と学業の両立についての働きかけなどがなされているが、どんな学生でも学業とその他の生活の両立は必要だということは言うまでもない。

☆本学では、運動部対象に 2022 (令和 4 年) 年度入学生より「大東アスリート学業支援」 を設置し、学生生活が競技に偏向していないかのチェック体制を構築している。

【参考】

① UNIVAS(大学スポーツ協会)や学生競技連盟が示している学業との両立を促すための「学業基準」



図1. UNIVAS が示す学業基準の指針

- *) 日本経済新聞【運動部に「学業基準」指針 大学スポーツ協会、両立促す】2021 年 12 月 23 日 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE230SY0T21C21A2000000/から直接引用
- ② 全日本学生柔道連盟における大会出場資格

必要単位修得数:大学 2 年次 20 単位以上、3 年次 40 単位以上、 4 年次 70 単位以上としている。修学状況が芳しくない学生への大会参加を規制し、大学での修学を促している。(2013 年 6 月 21 日理事会決定)

- ◆ 運動部については競技成績だけでなく学業等の面でも優秀な学生アスリートを表彰する大学や学生競技連盟もある。こうした取り組みを通じて、学生アスリート及びそれを取り巻く関係者の間でデュアルキャリア(以下掲出)の理念について普及啓発を行うことは有効と考えられている。
- Ⅲ. クラブ活動に取り組む学生が安全に、かつ、安心してクラブ活動に取り組める環境の整備指針、並びに指導者及びマネジメントに携わる者を養成するための指針
- 1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進の遵守

大学並びに、クラブ活動指導者は、クラブ活動の実施に当たっては、学生の心身の健康管理(バランスのとれた学校生活への配慮、スポーツ活動においては、スポーツ障害・外傷の予防、文化活動においては。活動中の障害・外傷の予防等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ ハラスメントを根絶することは言うまでもない。以下、平成 2 5 年 5 月に文部科学省が策定した「運動部活動での指導のガイドライン」*)並びに「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン・平成 3 0 年 1 2 月

文化庁策定」**⁾を参考に合理的でかつ効率的・効果的なクラブ活動の推進に資するポイントについて纏めた。

- *) https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf を参考(直接引用箇所もあり)
- * *) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/
 pdf/r1412126_01.pdf を参考(直接引用箇所もあり)

2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進に資するポイント

クラブ活動は、各クラブ活動で必要な知識や技能等の向上のみならず、学生の生きる力の 育成、豊かな大学生活の実現に意義を有する。

① クラブ活動がもたらす様々な意義・効果

大学教育の一環として行われるクラブ活動は、例えばスポーツクラブ活動では、スポーツに興味と関心をもつ同好の学生が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、学生に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。勿論、文化的なクラブ活動に親しむ学生に関しても同様の効果が期待できる。

- スポーツ活動、文化活動、芸術活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって 豊かなスポーツライフ、豊かな文化・芸術活動を継続する資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進、生き甲斐の享受につながる。
- クラブ活動の成果を大学の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学部・学科・学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、多様な人間関係の形成につながる。

② バランスのとれた運営と指導の必要性

継続的に今以上の知識・技能の水準や記録に挑戦すること、スポーツを行う上では、勝利を目指すこと、文化的な活動を行う上では展覧会での入賞や公演での成功を目指すことは自然なことであり、それを大学が支援すること自体が問題とされるものではないものの、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められる。

③ 学生の多様なニーズに応え得る環境の整備

学生が取り組みたいスポーツ種目、文化的な活動、身に付けたい知識・技能や記録の 向上の程度は多様である。より高い水準の知識・技能や記録に挑むことを重視する学生 もいれば、自分なりのペースでクラブ活動に親しみたい学生、一つの活動よりも様々な活動に挑戦したい学生等がいることも事実である。本学においては、学生の多様なニーズを把握するとともに、それらに応えるための環境の整備をしなければならない。 勿論、スポーツクラブ活動で言えば、特別強化運動部、強化運動部、育成運動部、同好会というように学生の活動目的に応じた組織体制が構築されているが、学生のニーズや個性を無視する、あるいは安全や安心を担保しない活動は行われるべきではない。

④ クラブ活動での指導の充実のために必要と考えられる事項

- クラブ指導者だけに運営、指導を任せるのではなく、大学組織全体でクラブ活動の目標、指導の在り方を考える。特にクラブ活動は、学生の自治的な意識、指導者の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられるが、学校教育の一環として考えた場合、その管理の下に行われることも必然であることから、各活動の運営、指導が、当該指導者に任せきりとならないようにすることが必要である。
- 大学は、指導者の負担軽減の観点にも配慮しつつ、大学組織全体でクラブ活動 の運営や指導の目標、方針を検討するとともに、日常の運営、指導において、ク ラブ活動指導者間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ったりす ることが必要である。この取り組みの中で、体罰等が許されないことの意識の徹 底を図ることも重要と言える。
- 目標、方針等の作成及び日常の指導において学生の健康管理、修学状況の把握、 安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、大学内の診療所・保健室、学生相談 室などの専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的である。
- 学生に対しても、各部内のみならず大学内の各部のキャプテンやリーダー的な 学生が 横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すこと も望まれる(スポーツ振興センターでは、毎月主将・主務会議、並びに定期的に 指導者会議を開催、各クラブ間での情報共有を促している)。
- 保護者等に対しても、各部の活動の目標や方針、事業計画、寮や部費の会計報告などについて積極的に公表・説明し、理解を得ることが望まれる(現状、スポーツ振興センターでは、最低でも年1回の保護者会実施を推奨している)。

⑤ クラブ活動ごとの適切な指導体制の整備

クラブ活動によっては、その指導を、卒業生や地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行うことが効果的である場合も考えられる。また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられる。これらの外部指導者等の協力を得る場合には、大学の取り組み以外に、地方公共団体、関係団体、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得ら

れる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要である。

◆ 本学における外部指導者への協力要請について

- クラブ活動は大学教育の一環として進められる教育活動であることから、外部 指導者等の協力を得る場合には、大学全体の目標や方針、各部の活動の目標や方 針、計画、具体的な指導の内容や方法、学生の状況、事故やアクシデントが発生 した場合の対応等について、スポーツ振興センター、学生支援センター、各クラ ブ活動の部長と外部指導者等との間で十分な調整を行う必要がある。
- 本学は、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必須であり、指導・管理を外部指導者に任せきりとならないようにしなければならない。外部指導者も、大学の取り組み、方針に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取り組みを行うことが求められる。

⑥ クラブ活動における指導の目標や内容を明確にした計画の策定

- クラブ活動における指導の目標や内容を明確にした計画の策定は当然であるが、学生のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成が求められる。クラブ活動は、大学教育の一環として行われるものであるが、学生の自主的、自治的、自発的、自律的な参加の原則を等閑にしてはならない。
- 各部活動の指導者は、運営・指導者としての一方的な方針により活動を押し付けるのではなく、学生との意見交換等を通じて学生の多様なニーズや意見を把握し、学生の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定しなければならない。更に、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導(活動)内容と そのねらい、指導(練習)方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで学生や保護者等に説明し、理解を得ることが重要である。勿論、活動をとおして学生の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれる。
- 指導(練習)方法については、年間をとおしたバランスのとれた活動への配慮が必要であることは言うまでもない。学生が、クラブ活動に親しむ基盤をつくることができるようにすること、クラブ活動の取り組みで、疲れて学習に集中できなくなることがないようにすること等の配慮が必要である。厳しい練習や活動とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものであり、年間をとおして、合理的・効果的なプログラムを計画的に立てること、参加する大会・展覧会や公演会を精選すること、より科学的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要である。

- 文化部活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もあるので、それらにも留意することが必要である。
- 年間の活動の振り返りと次年度への反映が明確になされるように、組織的な教育活動として、目標を学生に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれる。
- 適切な指導方法とは、コミュニケーションの充実等、科学的裏付け等及び学生への説明と理解に基づく指導の実施が行われ、学生の意欲や自主的、自発的、自治的、自律的な活動が促されるということである。そのために、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を学生が理解できるように適切に伝えなければならない。また、日常の指導でも、指導者と学生間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要である。
- どのクラブ活動においても、究極的には学生の主体的に自立して取り組む力を 育むことが目的であり、個々の学生が、知識・技能や記録等に関する自分の目標 や課題、クラブ活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、 理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、 実践につなげることが重要である。
- 指導者は、学生自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや 心理面での指導の工夫が望まれる。例えば学生のよいところを見付けて伸ばして いく肯定的な指導、注意喚起する等を場面に応じて適切に行っていく指導などが 期待されることとなる。少なくとも指導者の感情により指導内容や方法が左右さ れないように注意が必要である。また、当然のことであるが、それぞれの目標等 に向けて様々な努力を行っている学生に対して、評価や励ましの観点から積極的 に声を掛けていくことが望まれる。
- クラブによっては、高い活動目標を持ち、場合によっては大きな精神的・肉体的な負荷を与えた条件の下での練習・調査等を余儀なくされる可能性も否めない。そのような場面こそ、指導者は、個々の学生の身体的・精神的健康、体力、集中力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて学生の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら、丁寧に指導することが大切である。また、キャプテンの学生は心身両面で他の学生よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意を怠らないようにしなければならない。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を学生に発すること もあり得るものの、競技、公演、練習等の継続意欲を失わせるようなものは不適 当、不適切であり、信頼関係があれば指導に当たって体罰・ハラスメント等を行

っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されない。学生の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には学生へのフォローアップについても留意することが望まれる。常に指導者は、上級生と下級生、学生間の人間関係形成、リーダー育成等の望ましい集団づくりに配慮し、学生との信頼関係を築き上げることが重要である。そのような意味においても、指導者は常により良い指導の方法を学び続けなければならない。

- 以上の諸事項が遵守されても、事故防止、安全確保に注意した指導がなされなければ意味がない。近年もクラブ活動あるいは、学外活動で学生の突然死、頭頸部の事故、熱中症、アルコール中毒等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための大学全体としての万全な体制づくりが必要である。 指導者、学生共々、まだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各学生の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、学生の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要である。
- クラブ活動中、何れかの指導者が、学生の活動に立ち会い、直接指導することが原則であるものの、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、あらかじめ指導者と学生との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、クラブ活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要である。場合によっては、練習等の内容についてビデオで録画しておくなどの工夫も重要な危機管理施策である。日頃から学生が練習内容や方法、安全確保のための取り組みを考え、理解しておくことが望まれ、そのための研修についても指導者は学生のために用意する必要性があり、感情に流されない指導と研究心を持続するように切に願う。

⑦ スポーツ活動、並びに文化活動においてのハラスメント等の防止

- クラブ活動での指導では、大学、指導者、学生、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、学生の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所、及び時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われなければならない。
- 指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、学生の人間性や人格の尊厳を損ねること、否定するような発言や行為は許されない。体罰等は、直接受けた学生のみならず、その場に居合わせて目撃した学生の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになり兼ねない。指導者その他の大学関係者は、クラブ活動での指

導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取り組みを行うことが求められる。

- 大学関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、指導者から積極的に説明し、理解を図ることが望まれる。なお、スポーツクラブ活動においては、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟が、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を発表し、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択している。UNIVASにおいても「だれもが安全・安心にスポーツを楽しめる社会を目指して」JSPO・JOC・JPSA・日本中体連・全国高体連の5団体と結束「NO!スポハラ」活動を2023年4月25日から開始している(全ての宣言等は各団体のホームページに掲載されている)。
- 学校教育において教員等が学生に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該学生の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的、及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件」を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした指導者等や、懲戒行為を受けた学生、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、学生に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされている。

♦ 参考事例

通常の部指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

- ▶ 計画にのっとり、学生へ説明し、理解させた上で、学生の知識・技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは想定されるものと考えられる。 (但し、学生の健康管理、安全確保に留意し、例えば、学生が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきである。)
- ▶ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ▶ 柔道で、安全上受け身をとれることが必要であることを理解させ、初心者の学生に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わ

せる。練習に遅れて参加した学生に、他の学生とは別に受け身の練習を十分 にさせてから技の稽古に参加させる。

- ▶ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ▶ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで学生に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取り組み内容等を自分たちで導き出させる。
- ▶ 演奏会や公演の全体練習等で、本番と同様のプログラムで演奏や演技を行う ことにより、全体の流れや意識すべき点を明確にさせる。
- ▶ 屋外での公演準備のため、本番と同じく屋外で練習を行うことによって、屋内と屋外の違いなどを認識させる。
- ▶ 演奏や演技の中で上手くいかない箇所を部分的に反復して練習することによって、自分たちが目指す地点を明確にする。

<u>教育の一環であるスポーツクラブ活動で教育上必要があると認められるときに行</u>われると考えられるものの例

- ▶ 試合中に危険な反則行為を繰り返す学生を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ▶ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない学生に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取り組みを見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取り組み姿勢の改善を促す。
- ▶ 明らかに他より練習不足と思われる学生に対し、個別に練習について圧迫に ならないよう促す。

有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)として考えられるものの例

学生から指導者等に対する暴力行為に対し、指導者等が防衛のためにやむを得ず行った有形力行使の例

▶ 学生が指導者の指導に反抗して指導者の足を蹴ったため、学生の背後に回り、 体をきつく押さえる。

他の学生に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止すること、もしく は目前の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使例

▶ 練習中に、危険な行為を行い、当該学生または関係の学生に危害が及ぶ可能

性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、学生の腕を引っ張って移動させる。

- ▶ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする学生を押さえ付けて制止させる。
- ▶ 全体練習中、特定個人のミスが多く、他のメンバーが乱暴な言葉でその学生 に文句を言ったので、強い言葉でそれを制した。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ▶ クラブ活動での指導において、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられる。また、これらの発言や行為について、指導者と学生との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りである。指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要である。
 - ① 殴る、蹴る等。
 - ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難いまたは限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為 をさせる。
 - ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニン グをさせる。
 - ・ 相手の学生が反応できず肉体的に損傷する可能性がある攻撃を行う。ま たは、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
 - ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的 発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
 - ⑥ 特定の学生に対し独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。 上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う 場合、必要性、適切さに留意することが必要である。なお、クラブ活動内の先 輩、後輩等の学生間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必 要である。
- ▶ 指導者は、指導力の向上に向けて最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れることが必至である。即ち、効果的な指導

に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、医・科学の研究(スポーツ等)の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要である。

➤ 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれる。特に大学においても、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれる。

クラブ活動指導者は、多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図る努力が必要である。

▶ クラブ活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得において、指導者は、クラブ活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該活動の知識や技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、学生の青年期における発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれることになる。

IV. クラブ活動に積極的に取り組む学生のキャリア形成を支援するための指針

大学におけるクラブ活動に積極的に参加することは、先述したように生涯教育的にも意義の高いことである。一方、より専門的にスポーツや文化的活動に大学在学中に参画することで、後の学生自身のキャリアに影を落としてしまう可能性も孕んでいる。指導者、学生共々、そのことを十分に認識し、スポーツ部活動で活躍をしている学生や文化的活動で様々な公演活動・舞台活動等を行っている学生等は、キャリア形成は活動引退後のことと捉えずに、大学在学時の早い段階からキャリア形成を心掛ける必要性を理解しなければならない。修学中(現役)だからこそ獲得できるキャリアスキル(ポータブルスキル)があることを認識することは、クラブ活動における知識・スキルの向上に役立つことになるとともに、生涯にわたって役立つスキル・資産の蓄積に役立つことになる。学生自身の意識の変化も必要であるが、指導者や保護者など、学生を取り巻く方々の意識改革も必要となる。



図2. アスリートのキャリア形成は現役時代から

*) スポーツ庁 Web 広報マガジン DEPORTARE (デポルターレ)

https://sports.go.jp/tag/policy/post-133.html から直接引用

上の図は、デュアルキャリアの考え方を表した図であるが、現役を引退してから「セカンドキャリア」を考え始めるのでは遅く、デュアルキャリアの考え方を早い段階で身に付けてこそより豊かな生涯生活に結び付くことは当然のことと言える。大学におけるクラブ活動を継続することができるプロフェッショナルになったとしても、その道を究めることのできる人材は稀である。あるいは求めた道に届くことがなかった学生については、引退後にキャリアを考えることは、その個人にとって不利益になることは自明の理である。

昨今、スポーツクラブ活動やクラブ活動に積極的な学生をターゲットとして、悪質な就職 エージェント(人材確保)が横行しており学生が実際被害を受けている事例が散見している。 指導者は、指導している学生がそのような悪害を被らないように注意を払うとともに、指導 者自身が、悪質な就職エージェントに加担することのないように留意しなければならない。

V. クラブ活動運営に関するその他の取り決めについて(補足)

クラブ活動は、学生の自治活動を中心とした運営がなされてきたことから、運営の透明性 については基本的に各団体に委ねられており、責任体制が明確になっていない場合も多か った。このため、事故や事件の場合の対応が迅速ではない、大学や団体ごとに対応が異なる といった課題や、不透明な会計等が指摘されるケースも散見された。

本ガイドラインでは、改めて大学におけるクラブ活動が大学教育の一貫であると定義し、そのための活動ガイドラインを I~IVに示し、上記のような課題や問題を解消していくための指針を策定した。しかしながら、各クラブ活動団体においても、活動の目的や指針を明らかにする必要性があり、少なくとも部則や寮則などの諸規則の作成・策定が急務である。

本章では、その参考資料として、部則の雛形、寮則に示す必要事項を補足資料として記載することとした。尚、クラブ活動の運営に係る会計の在り方における取り決めの策定についても急務であるが、関係各所において検討の上、別途「大東文化大学 クラブ活動の運営に係る正しい会計の示し方—会計の透明性を目指して一」を示すこととしたい。

資料1 部則の一例(大東文化大学のあるスポーツクラブ則から抜粋)

大東文化大学〇〇部・部則

(令和○年○月 作成)

以下の項目(追加有)を部則として定め、大東文化大学○○部員として、常に、その名(責任)を背負い、汚す事の無いように心がけ、「責任」と「自覚」を持ち「今やるべき事」をしっかりと考え、恥じる行為・行動を慎み、「他人事」では無く、「仲間意識」を強く持ち行動をする。

- 1. 大学に○○推薦で来た事をしっかりと自覚し、練習と修学に励み、努力をする。
- 2. 授業(講義)には、休まず、さぼらず、必ず出席をする。
 - ・履修した各前期・後期での修得単位は半分以上とし、「留年」等はしない。
 - ・体調不良、その他の理由がある場合には必ず「連絡」をする。
- 3. 髪・服装等の身嗜みを常に整え、他人に不快を与えることのないように留意をする。
- 4. 無断での「練習」の欠席、「外泊」は禁止とする。
- 5.「連絡」「報告」「相談」(報・連・相)はしっかりと実行する。 ※何かある時は、まずは、監督・コーチに連絡・相談すること。
- 6,オートバイ・車の運転(乗車)を禁止とする。
- 7. 「法律」に触れる事、犯す事は全て禁止とする。
 - ・喧嘩や暴力行為、薬物等
 - ・飲酒・喫煙(年齢に制限があるが、運動選手として常に自覚をすること)
- 8. アルバイトは原則禁止とする。(但し、その理由が明確な場合、許可理由が明確な場合 は相談して許可をする事が出来る。)
- 9. 寮則(別紙)を遵守する。

以上

上記に挙げた部則は、〇〇部学生の自主性や自治を補うもので学生自身の自覚のもとに 決められた経過があり、まだ不足している点がこれからも出てくる事が予測されるが、其の 都度、〇〇部主将・主務などの幹部や時には全員で考え、解決して行く事が大切であり、こ れからの全員の〇〇部への関わり方が問われる。そして、これに反した場合には、幹部・或 いは、全員で考え、保護者にも意見を求めた上で監督・コーチ陣の決定した処分・処置に従 う事になる。

罰則規定には程度により、「退部」「退寮」「謹慎」等を定める。

以上の事を理解し承諾いたします。(下記に署名・捺印) *誓約書を取り交わす等

資料2. 寮則に示す必要事項 (入寮時説明書記載チェックリスト)

入寮時説明書類記載事項チェックリスト

入寮者とのトラブル回避のため下記の事項が入寮に関する説明書類や誓約書等に含まれているか確認願います。

項目	check	内容
供口		入寮者にわかるよう周知 (配付等) をおこなっているか。
寮則について		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		外泊ルール及び門限について明記されているか。
		入寮者以外が立ち入る際のルールについて明記されているか。
		共同設備の使用ルール及び清掃(ゴミ出し含む)について明記されているか。
		自室の使用ルールについて明記させているか。
		飲酒及び喫煙ルールについて明記されているか。
		退部した際は速やかに退寮することが記載されているか。
		寮則に違反した場合の取扱いが明記されているか。
寮費について		金額及びその内訳が明確になっているか。
		光熱水費等を別途徴収する場合はその旨が明記されているか。
		寮費の振込先が明確になっているか。
		寮費の納付期限が明確になってるいか。
		途中退寮した場合の寮費の取扱いが明記されているか。
		退寮時の私物等の片づけに関するルールが明確になっているか。
誓約書等について		寮則を順守する旨が記載されているか。
		寮費の納付期限を順守する旨が記載されているか。
		故意又は過失により、施設損傷等させた場合の取扱いが明記されているか。
		宣誓内容に違反した場合の取扱い(退寮処分等)が明記されているか。
		記入日付の記載欄があるか。
		本人及び保護者の署名欄があるか。
連絡先について		寮費に関する責任者が明記されているか。
		寮費に関する連絡先が明記されているか。
		寮生活に関する相談先が明記されているか。
その他		スポーツ振興センター事務室の連絡先が明記されているか。